

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

平成30年8月24日  
文部科学省  
生涯学習政策局  
令和元年9月2日  
総合教育政策局

(最終改正 令和5年8月1日)

1 趣旨

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程又は特別の課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とします。

(趣旨)

認定により、専修学校における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムの提供の拡大、社会人の学び直す選択肢の可視化、企業等の理解増進を図ることを目的としています。

(留意点)

- ・ キャリア形成促進プログラムの対象は、主に社会人（特に職業に必要な能力の修得を求める者（※））であり、これは、当該プログラムが社会人の受講を前提として教育内容等を構築していることを指すものとします。なお、当該プログラムを社会人以外の者が受講することを排除するものではありません。

※ 在職者（正規・非正規を問わない）や求職者など。被雇用者・自営業者を問わない。

- ・ 社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的としており、特定の企業や団体のみを対象とするプログラム及び国や地方公共団体等からの委託を受けて実施するプログラムは対象としません。
- ・ 専ら資格試験、検定等の試験に対応する授業科目で構成されるプログラムは対象に当たりません。

3 キャリア形成促進プログラムの要件

キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 専修学校の専門課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であること。

(2) 課程の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が2年未満であること。

※ 本実施要項における「授業」（「授業科目」、「授業時数」、「授業計画」などの「授業」を含む。）には、履修証明プログラムの一部として開設されている講習を含むものとします。

(趣旨)

職業に必要な実践的・専門的な知識、技術及び技能を修得するためには、体系的な教育課程を修了する必要があることから、専修学校の専門課程と特別の課程（履修証明プログラム（※））を対象とします。また、社会人や企業等からの短期間での学び直しのニーズに対応するため、認定の対象とする課程の修了に必要な授業等を行う期間（専門課程にあつては「修業年限」、履修証明プログラムにあつては「修業期間」）は2年未満に限定することとします。

(留意点)

- ・ 専門課程（正規課程）については学科の単位、履修証明プログラムについては専修学校が履修証明プログラムとして設定し、履修証明書の交付を行う単位で申請するものとします。
- ・ 履修証明プログラムについては、同一のプログラムとして複数の時期に分かれて開設している場合も認定対象としますが、通算修業期間が2年以上のプログラムは認定対象としません。
- ・ 履修証明プログラムについては、附帯的な教育事業として学則でプログラム名称、定員、修業期間等についての定めがあるものを認定対象とします。

※ 履修証明プログラム（学校教育法第105条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数60時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

(3) 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

(趣旨)

本要件は、プログラムの対象とする職業の種類や当該プログラムによって身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に設定し、公表することにより、社会人や企業等が、求める能力の修得に資するプログラムを選択しやすくすることを求めるものです。

(留意点)

- ・ 「職業の種類」とは、介護福祉士や建築業などプログラム修了後に就職すること又はプログラム受講時に就業していることを想定している職業を指します。
- ・ 「身に付けることのできる能力」とは、プログラムの受講によって身に付けられる実務に関する知識、技術及び技能（例えば、介護施設利用者へのサービス品質維持・向上に関する知識など）並びに知識、技術及び技能を身に付ける過程等で得られる対象とする職業に対応した能力を指します。

- ・ 専修学校において、プログラムの修了者に、一定の能力を身に付けたことについて、独自の資格や証明書を付与するなど、当該プログラムの修了者が社会的に評価されるための工夫を行うよう努めてください。

(4) 対象とする職業に応じ、(3)の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

(趣旨)

本要件は、専修学校における実践的職業教育資源を活かしながら、実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育が体系的に行われることを求めるものです。

(5) 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、対象とする職業に関し、業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識、技術及び技能などを十分に把握・分析した上で、当該プログラムの教育を施すにふさわしい教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。）を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。なお、本告示における「企業等」とは、対象とする職業に関して、実務に関する知識、技術及び技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体（業界別団体、全国又は地域の経済団体等）、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体（資格者団体、養成施設協会等）、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該プログラムの教育課程の編成を行うため、当該プログラムを担当する学校の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
  - ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
  - ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。
- (6) 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別に定めるところにより、授業等の総時間数の一定割合以上を占めていること。

(趣旨)

本要件は、対象とする職業に関する企業等と連携して行うなどの実践性の高い授業が、申請するプログラム全体の授業の総時間数（以下「総授業時数」という。）の一定割合以上を占めることを求めるものです。

(内容)

「別に定めるところにより」とは、以下の内容を指します。

- ・ 「企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等」とは、具体的には、以下を指すものとします。①の実施については必須とし、かつ、②から④までの実

施については受講者全員が少なくとも1科目は履修する科目として開設する必要があります。

- ① 企業等と連携して行う授業
- ② 双方向又は多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ、グループディスカッションやケースメソッドなど）を伴う授業
- ③ 実務家教員や実務家による授業
- ④ 実地での体験活動（インターンシップ、現地調査など）を伴う授業

- ・ 「①企業等と連携して行う授業」は、以下の要件を全て満たしている必要があります。
  - ア 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
  - イ 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
  - ウ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- ・ 「一定割合以上」とは、5割以上を目安とします。
- ・ ①から④までのいずれかに該当する科目の授業時数又は単位数を合計して5割以上となる必要があります。
- ・ 総授業時数は、プログラムの受講者が受講可能な授業時数又は単位数の上限を指すものとします（修了に必要な授業時数又は単位数を指すものではありません。）。

（留意点）

- ・ 「実践的な方法による授業等」については、実施している割合や内容がわかるようシラバス等に具体的に明記し、公表している必要があります。なお、単位制を採用している場合、「実践的な方法による授業等」を行っている科目であるとみなすには、「実践的な方法による授業等」が当該科目の全開講回数の半分以上の回数を占めている必要があります。
  - ・ 「実務家教員」とは、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を指します。
  - ・ 「実務家」とは、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とします。
- (7) 授業等の内容や受講者の利便等を勘案し、授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

（趣旨）

本要件は、開講時間・開講日、開講場所や費用等が社会人の学び直しの障害となっている場合があることから、授業の内容や受講者の利便等を勘案し、社会人が受講しやすい工夫を行うことを求めるものです。

（留意点）

- ・ 「受講しやすい工夫」とは、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇期間における集中開講、IT活用、社会人を対象とした経済的支援の仕組みの整備、補講、託児サービス、受講者に対する就職サポートなどを指し、授業の内容や受講者の利便

等を勘案し、各プログラムに適した方法により、社会人が受講しやすい工夫を行っている必要があります。

- (8) 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

(趣旨)

本要件は、受講者の成績評価を行うことにより、受講者の受講意識の向上やプログラムに対する社会的な評価の向上につなげることを求めるものです。

(留意点)

- ・ 修了要件を明確に設定し、公表する必要があります。
- ・ 評価を行う際には、出席日数のみによる評価ではなく、プログラムによって「身に付けることのできる能力」を修得できたか否かを試験等によって評価を行う必要があります。

- (9) 課程を置く専修学校において、企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は対象とする職業に係る実務を当該プログラムの教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、対象とする職業に係る実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業における実務に関する知識、技術及び技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

- (10) 課程を置く専修学校において、学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。

- (11) (10) の評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
- ② 「専修学校における学校評価ガイドライン」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
- ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。

(留意点)

- ・ 「専修学校における学校評価ガイドライン」で掲げられた項目に対応し、当該プログラムの教育効果等についても評価を行い評価結果について公表していることが必要です。

- (12) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

(留意点)

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」で掲げられた項目に対応し、当該プログラムの教育内容等についても情報提供を行っていることが必要です。

#### 4 認定プログラムに関する情報の提供

キャリア形成促進プログラムに認定されたプログラムに関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされています。

#### 5 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都

道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めたプログラム（以下「認定プログラム」という。）を公示します。

- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たすプログラムを別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 認定プログラムの公示は、毎年度、原則として1月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度11月30日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、認定プログラムについて、名称等に変更があったときは、別紙様式5により、原則として、11月30日（変更のあった日以後で最も近い11月30日）までに文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、認定プログラムが廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により遅滞なく文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、認定プログラムについて、名称等に変更があったとき、又は当該プログラムが廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を公示します。
- (7) 都道府県知事等は、認定プログラムに新たにコース等を設置・統合・分離したときは、別紙様式8により、11月30日（原則として変更のあった日以後で最も近い11月30日）までに文部科学大臣宛届出願います。
- (8) 文部科学大臣は、都道府県知事等に対し、認定したプログラムの実施状況について照会を行うことがあります。

別紙様式1-1	キャリア形成促進プログラムとして認定するプログラムの推薦について
別紙様式1-2	授業科目等の概要
別紙様式2-1	企業等と連携して行う授業等において連携する企業等一覧
別紙様式2-2	企業等と連携して行う授業科目
別紙様式3-1	教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書
別紙様式3-2	学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書
別紙様式4	キャリア形成促進プログラムの基本情報について
別紙様式5	キャリア形成促進プログラムとして認定された専修学校のプログラムの名称等変更について
別紙様式6	キャリア形成促進プログラムとして認定された専修学校のプログラムの廃止について
別紙様式7	キャリア形成促進プログラムとして認定された専修学校のプログラムの要件不適合について
別紙様式8	キャリア形成促進プログラムとして認定された専修学校のプログラムにおけるコースの設置等について

## 6 適用時期等

- (1) 専修学校の専門課程又は特別の課程は、初めて当該プログラムの修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。
- (2) 文部科学大臣が上記3の要件を満たすプログラムとして認定された日の次年度の始期以後、当該プログラムについて、キャリア形成促進プログラムと称することができることとします。
- (3) キャリア形成促進プログラムとして認定されたプログラムは、原則として学校のホームページに別紙様式4を掲載し、情報提供するものとします。学校のホームページでは、トップページから別紙様式4が容易に確認できるようにするとともに、印刷可能な方法により掲載してください。ただし、ホームページがない等特別な事情がある場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別紙様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

## 7 その他

文部科学大臣は、キャリア形成促進プログラムの認定に係る書類等において偽りその他不正な行為があった専修学校であって、認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間を経過していないものである場合には、当該専修学校のプログラムについてはキャリア形成促進プログラムとして認定しないものとします。